

「ふじみ野市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金」 － 補助金申請 から 補助金交付 までのながれ －

R5.8.1

1 申請

「申請書」の提出が必要です！

「申請書」に記入する申請内容は次のとおりです。

- 交付申請額
- 対象猫の主な生息地
- 事業実施予定期間
- 実施予定件数
- 手術予定病院(住所・名称)
- 事業完了予定日

Point!

補助金の額と上限は次のとおりです。

- ・対象猫1頭につき 5,000円まで
- ・対象者1人につき 毎年度10頭まで

2 不妊・去勢手術

申請内容に基づき
不妊・去勢手術 をしてください

動物病院で不妊・去勢手術をしてください。
次のポイントにご注意ください！

- 「**決定通知**」を受けた手術のみ補助金交付の対象です
- **手術費は自己負担**です(補助金は先に生まれません！)
- 事前に動物病院へ予約等の連絡をしてください
- 不妊・去勢手術とあわせて **耳先カットが必須**です

Point!

補助金交付の条件として耳先カットを指定しています。
「手術をされる獣医師の方へ」を獣医師へ渡してください。

3 報告と請求

「実績報告書兼交付請求書」の提出が必要です！

「実績報告書兼交付請求書」に記入する内容は次のとおりです。

- 事業報告
- 請求額(合計額)
- 振込先金融機関口座
※本人名義のもの
- 添付書類
 - ・事業完了報告書(事業期間・手術件数・経費等)
 - ・領収書・内訳書の写し
 - ・手術前の写真
 - ・手術後の写真
※手術済みとわかるもの
 - ・通帳の写し
※本人名義のもの

Point!

不妊・去勢手術を行った日から **10日以内**に報告書兼請求書を提出してください。
※ 提出がない場合補助金が交付されません！

4 補助金交付

「確定通知書」に基づき補助金が交付されます

「確定通知書」により通知された交付金額が本人の金融機関口座に振り込まれます。

